

複合施設整備に関する調査特別委員会

令和6年8月30日（金曜日）

開会 午前 9時58分

閉会 午前11時43分

1. 議件

- (1) 森町複合施設整備基本構想（令和6年3月策定）について
- (2) 次回の日程について
- (3) その他

○出席委員（12名）

1 番	伊 藤	昇 君	3 番	高 橋	邦 雄 君
4 番	河 野	淳 君	5 番	山 田	誠 君
6 番	野 口	周 治 君	7 番	斉 藤	優 香 君
8 番	千 葉	圭 一 君	9 番	佐々木	修 君
10 番	加 藤	進 君	11 番	山 本	裕 子 君
12 番	東	隆 一 君	13 番	松 田	兼 宗 君

○欠席委員（1名）

2 番 河 野 文 彦 君

○出席説明員

副 町 長	長 瀬 賢 一 君
教 育 長	毛 利 繁 和 君
総 務 課 長	濱 野 尚 史 君
総 務 課 参 事	石 岡 丈 宜 君
社会教育課長	須 藤 智 裕 君

○職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	小 田 桐 克 幸 君
次 長 兼 議 事 係 長 兼 庶 務 係 長	関 孝 憲 君

開会 午前 9時58分

◎開会・開議の宣告

○委員長（伊藤 昇君） おはようございます。皆さんおそろいになりましたので、ただいまの出席委員数は12名です。定足数に達しましたので、第2回複合施設整備に関する調査特別委員会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

議題に入ります。

本日の議題は、お手元に配付のとおりであります。

◎議件

○委員長（伊藤 昇君） 初めに、森町複合施設整備基本構想についてを議題とします。

前回の委員会について当面の進め方について協議し、確認したところであり、その中で次回委員会は森町複合施設整備基本構想について担当者から説明を受け、質疑等を行うこととしました。当該基本構想については既に説明、報告を受けているところではありますが、施設整備に向け基本的な骨格を示すものであることから、改めてこのような場を設けましたので、よろしくお願いを申し上げます。

また、前回委員会において審議に先立ち、基本構想で示されている上位関連計画との整合について疑問点を精査しておくべきとの意見が出されました。このことを踏まえ、確認を要する事項等について各委員に照会した結果、別添配付のとおり数項目の確認事項が提出されたところであります。この確認事項については、基本構想について一通り説明があった後に改めて説明を受けていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、担当課から説明を求めます。

○総務課長（濱野尚史君） それでは、おはようございます。ただいまから森町複合施設整備基本構想の概要について説明させていただきます。

町では、建設から50年以上経過し、耐震や施設の老朽化に課題のある森町公民館、役場本庁舎の更新を決め、その具体的な検討の第1段階として令和5年度に森町複合施設整備基本構想を策定いたしました。基本構想は、基本方針、施設機能、規模、建設敷地、事業計画の4章の構成となっております。

それでは、それぞれの章についてご説明いたします。まず、1章の基本方針です。冊子の2ページから4ページにかけての上位関連計画との整合ですが、今後施設整備を進めていくに当たって町が様々な計画に記載している公共施設の在り方や町の進むべき方向性に即した施設を整備するため、関連する13の計画を基本構想に掲載したものであります。

5ページから6ページでは既存施設の状況を掲載しており、町が考える既存施設の課題としては、1、老朽化の問題、2、耐震性の不足、3、狭隘化、4、バリアフリーの未整備があると捉えております。

次に、7ページから15ページでは昨年10月に行った公民館利用団体向けアンケートと町

民向けアンケートの集計結果について掲載しております。アンケート回収率は、公民館利用団体が60%、町民向けが10.9%となりました。アンケートの集計結果についての詳細な説明は省略いたしますが、公民館や役場庁舎を複合施設として建て替えるに当たり重要と思うことでは、災害に強く、災害発生時には町民の救護拠点となる複合施設への期待度が最も高く、次いでバリアフリーが充実した高齢者、障がい者等にも利用しやすい、省エネなど地球環境に優しい複合施設が重要であるという結果になったほかにも、現在の施設の問題点の抽出等を行いました。

次に、16ページから19ページにかけての町民ワークショップについて説明いたします。町民アンケートの結果により、既存の公民館や役場庁舎の課題などが整理されるとともに、複合施設整備の可能性と期待についても明らかになりました。これらを踏まえ、複合施設整備に向けた整備方針を具体化すべく、昨年12月15日、16日に町民ワークショップを開催いたしました。ワークショップには計41名が参加し、1グループ約6名程度に分かれ、「こんな複合施設になったらいいな」と題し、参加者が新たな施設に期待することについて意見を出し合い、最後はグループごとに発表いたしました。ここでも詳細な説明は省略いたしますが、参加者が期待する施設として、1、誰もが利用しやすい快適で安心、安全な複合施設に、2、森町だからこそほかにはない魅力が感じられる施設に、3、一人一人が自分らしく過ごせる居場所がある複合施設に、4、多世代が出会い、交流することで新しい価値が生まれる複合施設にというご意見が出されました。

この町民アンケートや町民ワークショップを経て、20ページの基本理念と基本方針を定めました。基本方針では、①、災害に強く安心、安全な拠点、②、誰もが利用しやすい快適な拠点、③、ほかにはない魅力が感じられる拠点、④、一人一人が自分らしく過ごせる居場所がある拠点、⑤、多世代が出会い、交流することで新しい価値が生まれる拠点の5つの方針を定めました。

続いて、第2章の施設機能、規模についてです。21ページを御覧ください。基本構想では、町民アンケートやワークショップの意見を基に、また既存施設の状況を踏まえ、森町公民館、役場庁舎、図書館、遺跡発掘調査事務所、飲食カフェスペースの5つの施設機能を想定しました。ただし、ここに掲げた施設についてはあくまでも想定であり、その他の施設機能の検討も含め、基本計画において詳細な検討を進めていく予定であります。

次に、22ページから28ページの施設規模の算出についてです。まず、役場庁舎についてです。役場庁舎の規模算出に当たっては、1、既存施設の面積、2、起債許可標準面積、3、旧総務省庁舎標準面積、4、国土交通省新営一般庁舎面積の4つの側面から算出を行いました。それぞれの算出方法により導き出された面積には違いがあり、起債許可標準面積が一番大きく、国土交通省新営一般庁舎面積が一番小さい結果となりました。基本構想では、これら4つの面積の平均値を想定面積として算出しております。

次に、公民館やその他の施設の想定面積は、既存施設の面積を基に、施設機能の充実化を図り、想定面積を算出いたしました。特に図書館については既存面積の3倍強となって

おりますが、現在の図書館は読書スペースも小さく、また蔵書の数についても面積の都合で現在5万冊程度となっておりますが、新施設では読書スペース及び蔵書数をより充実させるため、八雲町立図書館の面積を参考にしております。基本構想では、これら4施設を合計した施設規模を1万3,817平米として算定しておりますが、具体的には本年度から着手した基本計画においてより詳細に詰めていく予定であります。

26ページ、28ページでは既存施設を執務関連諸室、議会関連諸室、展示関連諸室、町民関連諸室、共用諸室に分類した図面と面積が掲載されておりますので、ご参照願います。

29ページから30ページは、駐車場規模についての項目となっております。駐車場については、来庁者用、議員用、車椅子使用者用、公用車及び職員用、それぞれの合計と公民館及び図書館利用者を考慮し、一般駐車場で300台、車椅子使用者駐車場として2台、面積にして7,560平米、駐輪場については40台を想定して算出しております。

次に、31ページから46ページまでの第3章、建設敷地について説明いたします。複合施設整備に当たり、町が建設候補地として抽出する条件として、1点目、敷地面積が6,631.294平米以上の土地であること。ただし、これは本当に最低限の面積であります。2点目、空き地もしくは計画時に空き地となる予定であること。そして、基本構想の冊子には記載しておりませんが、国道5号、国道278号、道道606号、いわゆる金山通りです。道道1028号の駅前通りの範囲で囲まれた中心街であること。この3つを基準に抽出いたしました。当初町では町有地での整備を検討していたため、3つの基準に該当した候補地として、①、国道5号沿いの消防本部、給食センターに隣接した町有地、②、青葉ヶ丘公園内のグラウンド部分、③、現在の役場庁舎、庁舎向かいの活性化広場、活性化広場西側の未舗装部分一帯を選定し、協議を行ってきました。

こうして町有地で選定した候補地でありましたが、それぞれ課題も見えてきたところがあります。まず、①の消防、給食センターに隣接した町有地ですが、土地の形状が東西に細長く、しかも不整形であるため、この土地単体では施設配置が難しいというものです。

②の青葉ヶ丘グラウンド部分については、令和4年度に行った職員ワークショップで出された意見で、近年はあまり利用されていないこと、また公園の中の庁舎は話題性もあるとして選定しましたが、面積の都合上、複合施設と来庁者または来館者の駐車場の整備は可能ですが、職員駐車場までは整備できないため、職員は引き続き活性化広場に駐車することとなり、森停車場線、道道794号を横断するため、交通事故の危険性と押しボタン式の信号機が頻繁に切り替わることにより自動車等の通行の妨げとなります。また、建設工事により、公園内、道指定天然記念物の茅部の栗林や桜の木への影響が懸念されます。さらには、都市公園であるため、複合施設整備により代替の公園整備が必要となる可能性もございます。

③の現在の役場庁舎、活性化広場、広場西側の未舗装部分一帯ですが、役場庁舎裏玄関前の道路を挟んだ活性化広場未舗装部分は清澄町となりますが、清澄町は第2種中高層住宅専用地域といって、都市計画法第9条で主として中高層住宅に係る良好な住居の環境を

保護するため、定める地域となっており、建物の高さや面積に制限があります。また、土地の形状が不整形であること、現地建て替えが必要となった場合、新施設の建設費用のほか、現庁舎の解体費用と仮設庁舎の費用が一度に発生し、財政負担が大きくなるなどの課題もあります。

こうして町有地で選定した候補地ですが、それぞれ課題も多く、特に②、③で整備した場合、今後も公共施設が点在する状況となってしまいます。

32ページを御覧ください。現在の公共施設の配置ですが、役場庁舎や国保病院、体育館や保健センターなど町内の至るところに点在しているのが今の森町の公共施設の状況です。今回は役場庁舎と公民館の更新を軸とした複合施設整備ですが、長期的に見ると体育館や町民プールなども更新が必要になってくる施設であると考えております。しかし、公共施設を整備するには、いずれの施設においてもそれなりの敷地面積が必要であると考えられます。仮に現地建て替えをする場合は、土地の選定などは不要ですが、まず既存施設を解体した上での建設となるため、数年単位で施設の使用ができなくなります。さらには、解体費用と建設費用が同時に発生することから、費用負担が集中し、厳しい財政運営を強いられることになります。また、現在の体育館などは駐車場が狭く、大きなイベントがあるときは少し離れた町民プール前の空き地を利用している状況でもあります。

以上のことから、今後の施設の集約化を見据え、所有者の同意を得て民地を含めた検討を行った結果、④、保健センター敷地向かいの森川町民地その1、⑤のさくらの園、新保育所建設地の南側の森川町民地その2を候補地に加え、検討した結果、町としてはさくらの園、新保育所建設地の南側の森川町民地その2を第1の候補地として選定いたしました。理由としまして、町民アンケートや町民ワークショップにおいて防災機能の強化や公共施設の集約化、眺望のよい施設を望む意見が多数を占めておりました。本候補地は、高台に位置していることや国道5号、国道278号及び高速森インターチェンジからのアクセスもよく、森消防署、町立小学校、保健センター、令和7年度竣工予定の新町立保育所及び給食センターが隣接していることから、一帯が防災拠点になり得ると考えます。また、本候補地の南側、5号線側の両隣が町有地であるため、この町有地も含めると将来的な公共施設集約化に対応できる十分な広さを確保でき、施設配置の自由度も高くなるといった利点があります。また、46ページでは抽出した5か所の建設候補地について6つの評価項目を基に比較検討を行った結果を掲載しておりますが、森川町民地その2が最も高い評価となったところであります。以上の点から、基本構想では建設候補地⑤、森川町民地その2を第1の候補地として選定したものであります。

最後になりますが、47ページからの第4章、事業計画では発注方法の検討として4つの発注方法と発注方法の違いによるメリット、デメリットが記載されておりますが、これについては基本計画において検討してまいります。

50ページは事業スケジュールを掲載しておりますが、基本計画が令和7年度末まで2か年で策定することとなったため、現在のところ本基本構想で掲載しているスケジュールが

1年後ろ倒しとなっております。

以上、雑駁ですが、森町複合施設整備基本構想についての説明とさせていただきます。

次に、事前に説明のあった基本構想に係る上位関連計画との整合に関して答弁させていただきます。質問者は斉藤委員でございます。まず、1点目の第2次森町総合開発振興計画の確認、質問事項として、総合計画の中に複合施設整備に関する計画はあるのかについてですが、森町複合施設整備基本構想は町が策定している様々ないわゆる計画とは異なり、本構想の位置づけや上位計画などとの相関関係は現段階ではございません。基本構想の説明の冒頭でも説明させていただきましたが、1章、基本方針で掲載した13の計画との整合性とは、今後施設整備を進めていくに当たって町が様々な計画に記載している公共施設の在り方や町の進むべき方向性に即した施設を整備するため、関連する計画を基本構想に掲載したものであります。

次に、計画の追加ですが、複合施設整備を森町総合開発振興計画に追加するのかという観点から回答いたしますが、森町総合開発振興計画ではそれぞれの分野における公共施設の課題や施策が掲載されております。これらの課題解消に向け、複合施設整備基本構想にて調査を行い、課題の抽出も行っております。今後基本構想を基に基本計画の策定を進め、具体的な姿、形が見える計画ができた段階で実施計画への登載を考えております。

次に、2点目の森町都市計画マスタープランについてです。確認、質問事項は、令和4年度までのマスタープランであり、合併以前の都市計画マスタープランを上位関連計画として位置づけられるのか、人口減少もあり、町の変化に基づいたマスタープランを作成し、その計画にのっとったまちづくりが必要でないかということについてですが、1点目の第2次森町総合開発振興計画でも述べたとおり、基本構想は町が策定している計画ではありませんので、マスタープランとの位置関係もございません。

新たなマスタープランを策定し、その計画にのっとったまちづくりが必要ではないかのご指摘ですが、町では今回の複合施設を契機に今後更新が必要となる公共施設を集約したいと考えており、そのために森川町の民地を第1の候補地として検討しているところでありますが、現在のところ本候補地は民地であり、取得に向けた取組は今後進めていくこととなるため、用地取得がより具体となった段階で改めて検討したいと考えております。

最後となりますが、森町地域新エネルギービジョンの確認、質問事項ですが、この計画は今年度で終了します。新計画は策定されるのかについてです。森町地域新エネルギービジョンについては、令和6年度にて終期を迎えます。本年の議会6月会議での一般質問でも答弁させていただいたとおり、今年度をめどにビジョンの検証を進めつつ再生可能エネルギー推進方針を定める予定であり、来年度をめどに策定を進める森町全体の温暖化対策を推進する森町地球温暖化対策実行計画区域施策編へ推進方針をカテゴリーの一つとして盛り込み、再生可能エネルギーを推進し、公共施設等への導入が検討される予定であります。また、複合施設への再生可能エネルギーの導入につきましては、今後策定される複合施設整備基本計画の段階で策定する予定であります。

質問に対する回答も以上となります。

これで町からの説明を終わらせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

○委員長（伊藤 昇君） ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、基本構想と、それから関連する上位関連計画との整合性に関する調査票、これに基づいた2つの点につきまして質疑を受けたいと思いますが、どうかいらっしゃいますでしょうか。

○委員（斉藤優香君） まず、今説明していただいた上位関連計画、これ全部があんまり関係ないということで、構想の中に上位である意味があるのかな、何を参考にしてこの構想はつくられたのかなという、ちょっと不思議な感じがしたのですけれども、今回、今口頭で説明していただいたのですけれども、ぜひそれ文章にして出していただきたいなと思っていました。

まず、候補地のことからちょっとお聞きしたいのですけれども、候補地、点数で決めたってなっていますが、その内容が全部1点で数えられるような内容でくくってしまっているのかなというのは、例えば水道がないとか、民地であるとか、それというのは普通の便利がいい、それと同等に考えられるような条件でその民地がいいってなるというのも、もともとこの構想の中に算定されるお金の試算とかも全くないまま、それが条件がいいというだけで決められるものなのか、前回の町長のお話でも60億から120億というような試算を言われていたのですけれども、その範囲の中で済むから、そこがいいということなのかというところ、その規模の決め方。先ほど図書館は八雲の、話飛んですみません、八雲のあれだって言いましたけれども、八雲はもう既に10万冊あって、この将来の想定人口をどのように考えているかというところからくると思うのですけれども、今4万冊の森町が、八雲の10万冊の施設規模にしては1,700平米ぐらいなのですから、森町は4万冊で2,000平米の予想なのですから、本当にそれでいくのかというところもあって、何をどう言っているのかちょっと分からないのですけれども、すみません、何か話が飛んでしまっています。

そういうところと、あと住民説明会があったと思うのです。その中で、この構想の中にもあるのですけれども、現役場庁舎の敷地面積である6,631平米ってあるのですけれども、現施設はこのあれでいくと三千何ぼなのです。載っているあれでも三千何ぼなのに、なぜ6,000平米が必要なのかという、どこからこの6,631平米というのが出てきたのかもちょっと分からないなと思ったので、その説明していただきたいのと、あと、話飛んですみません、いいですか。

○委員長（伊藤 昇君） いいのですけれども、ここで一回切りますか。よろしいですか。

○委員（斉藤優香君） はい。

候補地についてまとめると、あと農地法でこの説明会では引っかかるみたいなことを書いてあるのですけれども、それはクリアできることなのかというところもお願いします。

○委員長（伊藤 昇君） 今の内容、まず関連する調査票の部分と、それから構想のほうと分けて回答というか、お願いしたいと思います。

○総務課長（濱野尚史君） 図書館のほうについては、後ほど須藤課長のほうから説明していただきますので、まず私のほうから１点目です。

まず、ご依頼のあった私が先ほど答弁した計画との整合性の関係については、私の答弁した内容そのままであればペーパーでお渡しいたします。

次に、候補地を点数化して決めたことについて、おっしゃっている内容とすれば、この項目の中ではそれぞれウエートが高いとか低いとかってきつとあると思うのだけれども、ゼロから２点までの範囲のこの狭い範囲で決めてしまって、点数化してしまっているのかというふうに私解釈したのですけれども。

○委員（斉藤優香君） そのとおりです。

○総務課長（濱野尚史君） 確かに３段階という簡単な評価の仕方をしてはいますが、やはりいろいろな側面でその時々とか人の部分で、重きを置くウエートというのが人によっては変わってくる可能性もあるし、なのでこっちのほうでそれをここはこうだからということでこっちの大きい比重を設けてやるというよりは、まずは全部の項目についてゼロ点から２点までに評価させていただいて、それに積み上げをさせていただいたということで、これはしかも、もっと言いますとこれだけをもって決めたということでは決してございません。あくまでも町民ワークショップですとか、町民アンケートでいただいたご意見を基に土地を選定した結果、森川町の民地のところを選定したということで、それを裏づけると言ったらあれですけれども、それを点数化させていただいているということでご理解していただければと思います。

あと、次に役場庁舎の面積と必要最低面積が違うのではないかとということですが、確かに役場庁舎の面積はここに記載してあるとおりのこの面積から見るとおおむね半分程度の面積になっているかと思います。庁舎だけでは来庁者の人とかの駐車場とかの確保もできないので、そういった部分とかも全部入れて最低これ以上はないとということでの面積で算定させていただいているということでございます。

続いて、農地法の絡みですが、確かに今現在の第１候補地として考えているところについては農地となっております。これについては今後、まだ今具体的にそういうふうな動きをしているわけではないので、より具体的になっていった際には農地の指定解除の手続が必要になります。公共に転用する場合については、農地の転用のハードルというか、それはそこまで高くないので、ある程度の時間はかかることは想定されますけれども、農地の指定については可能ではないかというふうに現段階では考えております。

まず、図書館除いての部分は私のほうからは以上です。

○社会教育課長（須藤智裕君） それでは、私のほうから先ほどの図書館の部分のところを回答させていただきます。

おっしゃっていたのが現在の図書館の蔵書数、冊数ですとか、あと人口規模に対して大

き過ぎる計画なのではないかということだと思ってお聞きしていたのですけれども、確かに今うちのほう5万冊弱というところでは変わりはないのですけれども、そのほか図書館もただ本を置けばいいというふうには思っておりませんで、実際に読書するスペースですとか、図書館のほうでイベントなどをやるスペースだとかというのも確保したいというのがありますし、あと今の冊数がそれでよいのかというと、今現在図書館のスペースに合わせて冊数を調整しているところもありまして、本当はもう少しこちらとしても置きたいというか、もちろん置くためには予算なりなんなりというものは必要になりますので、必ずできるものではありませんが、皆さんに見ていただきたいという本も実際にはまだある状況でして、そういうところも含めて今回は大きい面積で構想というのにのせさせていただいております。ただ、この後もっと詳細詰めていったときに面積というのを絞らなければならない可能性というのももちろんあるかと思いますので、この後、あくまでも今載せている面積というのはそれで確定というものではございませんので、そういう面積が確保できればということも含めてという数字になりますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

○委員（斉藤優香君） 先ほどの現在の役場の規模というのは、この資料からいくと公民館から役場から全部活性化広場まで入った分で三千何ぼって私は見ているのですけれども、そうではないということですか。役場だけということでの面積が出ているということですか。この③でいくと、くくってある赤い線というのはこの大きな部分で3,300平米って私は理解したのですけれども、それよりもその倍が要るということ、敷地が要るということになりますか。③の赤いくくりの中というのは、下の公民館までも全部入れて、活性化広場までの駐車場も入れた面積が3,300平米って書いてあると私は理解していたのですけれども、それ以上に6,600平米って必要になりますか。

○委員長（伊藤 昇君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時31分

○委員長（伊藤 昇君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○社会教育課長（須藤智裕君） 今の部分、基本構想の38ページに書かれている敷地面積が3万3,904平米で、先ほど説明の中で言っていたところの最低面積という6,631.294平米というところの差のことを今気にされていたのかなと思いますが、そういう意味でよろしいでしょうか。

○委員（斉藤優香君） 差というか、31ページには現庁舎の敷地面積であるってなってこの数字が出ているのですけれども、現庁舎も合わせた役場のこの面積が。

○社会教育課長（須藤智裕君） 理解しました。それで、すみません、38ページに書かれている敷地面積は、あくまでもこの点線で囲ったエリアの面積を記してございます。この

面積というのは、もちろん今役場が建っているスペースも含まれますけれども、駐車場として使っている地域活性化広場の部分ですとか、未舗装エリアですとか、その辺一帯のあくまでも土地の面積というふうになってございます。31ページに書いております現役場庁舎の敷地面積である6,631.294平米、こちらは先ほど説明の中でもこの数字は出てきていたかと思えますけれども、あくまでも38ページに載っている敷地の一部分、本当に役場が建っているところだけの一角の面積というので、そこを最低面積としましょうという先ほどの説明の中に出てきた数字ですので、そこは整合性が取れない数字として問題ないかなというふうに考えております。

以上です。

○委員（斉藤優香君） であるということは、この面積以上であればいいということで、さほどその大きさにすごく大きいあれが要するというわけでもないよということにもなるということになりますか。そこは分かりました、すみません。続けてもいいですか。

○委員長（伊藤 昇君） どうぞ。

○委員（斉藤優香君） 基本構想なのですけれども、基本構想策定に当たって、この間総務課長にもちょっと資料下さいって言った覚えがあったのですが、策定業務仕様書の中にワークショップを3回やっていくというふうになっていまして、町民ワークショップは3回程度やっていくということがありまして、これは基本構想の仕様書の中にあって、基本構想の中でやるという取決めをしたということなののでしょうか。それで、さらに策定業務のプラスでワークショップを企画したためにということ追加で百何十万ぐらい追加になっているのですけれども、このワークショップの回数、そしてまた新たに計画の中でも…

○委員長（伊藤 昇君） 斉藤委員、斉藤委員おっしゃっている何の資料で何を基にお話しされているのか、お話先にしてから質問していただければと思います。

○委員（斉藤優香君） 基本構想の入札のお話です。最初、基本構想の入札、アトリエブリンクさんが780万で入札して、そのときに出した基本構想仕様書を基に基本構想がつくられたと思うのですけれども、その中でもワークショップは3回程度やるって入っていました。私が思ったのは1回しかやっていないなとは思ったのです、この説明でも。1回なのか、そこも確認したいのですけれども、町民向けのワークショップは1回やったのですけれども、さらに追加として百何十万か結局基本構想の契約にプラスされて、基本構想策定に関わる町民ワークショップの企画運営支援業務追加のために百何万追加になって、全部で契約金額は921万8,000円になったと思うのです。このワークショップはその中に含まれているものだったのか、それとも今度基本計画に移ったときにもワークショップってあるのですけれども、基本計画の仕様書というのをあるのだったら見せてくださいと言ったのですけれども、出てこなかったのですが、それはどうなっているのか、そこがちょっと混乱しているので、すみません、お願いします。

○総務課長（濱野尚史君） 答えいたします。

まず、その基本構想の町民ワークショップに係る変更契約のことについてですけれども、まず1回しかということだったと思うのですけれども、私たちはまず12月の15と16でそれぞれ1回ずつという考え方で、まず町民向けのワークショップは2回やったという形で考えております。仕様書の中で町民ワークショップ3回という形だったのですけれども、その中身もどういった形でやるかということの中身詰めていったときに、まずは基本構想の段階ではどういった施設を期待するかということについて意見を出し合ってもらいましょうということになりました。ほかのいろんなワークショップでは、同じ方が例えば2回とか3回出席して、意見出してまとめて発表みたいなのをそれぞれ分けてやる場合もあるのですけれども、今回はまずどういったものを町民の人が望んでいるかということだけを集約するためにということで同じ内容を2回やらせてもらっています。

では、残りの1回をどうしたのかということなのですが、まず意見を出し合ってもらうだけであれば土曜日と日曜日、仕事お休みの人、仕事されている方でも参加できる日程でこっち配慮させて、金曜日と土曜日か、やらせていただいているので、そこで意見はある程度一定程度出てくるだろうと。その中で、やっぱり職員としてその意見を受け止めてきちんと考えて進めていかなければならない部分も当然出てきますので、職員のワークショップに1回は全部その部分を、町民ワークショップで出された意見を職員が自ら体感して検証するためのワークショップとして1回やらせていただいております。

そのワークショップになぜ追加の変更契約が必要だったのかということなのですが、当初そのワークショップについては委託業者であるアトリエブंकに資料作成していただいて、私たちが職員がワークショップを進めていく予定でいたのですけれども、何分こういったことということを私たちもやったことがないものですから、ワークショップをどうやって進めていっていいのかというノウハウが全く私たちになかったので、その委託契約で打合せしていく中で、それではそういうワークショップとか、そういうところのファシリテートに対して精通している方をサポートに入ってもらってワークショップをやったほうが町民の方の意見もより引き出せますし、そうやったほうがいいのではないかとということで、当初運営を町が直でやろうとしていたものに対して、業者を入れてファシリテーターを入れてワークショップをやることになったので、そのデザイン事務所に、下請になるのですけれども、その方たちに委託した部分を変更契約という形で盛り込んでやったために、まず変更契約をさせていただいたというのが基本構想の変更契約の内容となっています。

次に、基本計画のことについてなのですが、すみません、行き違いあったらあれなのですけれども、契約管理課のほうにちょっと行かれたという話聞いていたので、私たちのほうその後多分こっちに来ていただけたと思って用意はしていたのですけれども、まだ来られなかったもので、それについてはお渡ししたいと思いますので、それは今日終わってからでもお渡ししたいと思いますので、よろしくお願いします。

複合施設の基本構想のまず契約変更になった経過と基本計画のことについて以上答弁と

させてもらいたいと思います。よろしくお願いします。

○委員（斉藤優香君） では、ファシリテーター分の3回分が余分にかかったから、この追加契約になったということですよね。

この基本計画の仕様書みたいなのは、私でも全然見れなかったのですよね、どこにあるか。町民が見れるようになったほうがいいと思うのですけれども、その辺公開できる資料ではなかったということなのでしょうか。

○総務課長（濱野尚史君） お答えいたします。

業務仕様書については、前回のときか全員協議会のときにもお話ししたとおり、契約が終わってればお見せすることはできますってなっているのですけれども、町でやっている委託契約って何百という委託契約もありますし、工事に限って言えばすごい数の契約をやっていて、それぞれに仕様書って全部あるのです。これだけ載せるということにもならないのですけれども、逆に全部仕様書出すってなると来年度以降の契約とかにも影響出てくるものもあったりもするかもしれないので、積算の内訳が分かったりするので、基本的にはそうやって来ていただいて見たいということであればやりますけれども、実務的な労力も考えると、複合施設に限って言えばあれですけれども、ではそこだけ何で抜き出して公表しているのということになると、そしたら全部やればいいのではないのってなれば、とてもではないですけれども、その事務量って半端ではなくなるものですから、申し訳ないのですけれども、問合せがあった方については見ていただくということで対応したいと思っております。

以上です。

○委員（斉藤優香君） 基本構想のは普通に皆さんが見れるようになっているし、なっている契約もあるという、その線引きがちょっとよく分からない、基本構想のときは誰でもが見れるように公表になっていたのも、私もホームページから行って見れたのですけれども、なのでその線引き、ここはもうこれ以上は出せないとかというのがあればちょっと教えていただきたい。

○総務課長（濱野尚史君） 私たちのほうで入札したものについて、入札状況表という形で入札の状況についてホームページに掲載しているものがございます。これは一般競争入札のものについて公表していて、その中にはその仕様とか、そういったもの出ているものもあるかもしれないです。今回アトリエブシクの基本計画を委託した際には、もう一度一般競争入札で全く違う業者さんがそれを落札して、せっかく基本計画でここまでつくったものをもう一回一から説明をして、またそこから基本計画ということになってくるよりはつくってもらった業者さんにそのまま引き続き基本計画をお願いしたほうがいいだろうということで、随意契約という形で今回委託契約させてもらっていますので、今言ったとおり公表は一般競争入札については公表させていただいていますけれども、今回は随意契約で基本計画の策定業務をやらせていただいていますので、そういった部分で随意契約のもので公表しているものというのは何もございませんので、恐らく言われていることはそ

この違いで出ている、出ていないになってくるのではないかなと思っております。

以上です。

○委員（斉藤優香君） 基本計画の仕様書を、前のときも言ったのですけれども、割と比較をなさいますとか、ほかの町村とあれしなさいとかというのもやって、今回の構想はやっていないのは随意契約だから、やらなくてもその次に同じような仕様書の内容でやってもらうということになっているからなのか、この基本構想仕様書の中の面を今回の基本構想の中に私あんまり見いだすことができなかったのですけれども、そういうことで随意契約で計画までを見てつくっている契約したのかというところをお願いします。

○総務課長（濱野尚史君） 申し訳ございません、今日基本構想の内容についての説明ということで、調達方式ですとか、そこの業務仕様書についてまで私たち答えられる範囲ではお答えしたつもりなのですけれども、それ以上のことになってくるとちょっと私たち今そのお答えする材料を用意していないものですから、あくまでも私たち伺っているのは基本構想の内容についての説明ということでしたので、その調達方法についてもしお聞きになりたいければ個別に来ていただければ私たちのほうで説明したいと思うのですけれども、それでよろしいでしょうか。

○委員長（伊藤 昇君） よろしいですか。

○委員（斉藤優香君） 基本構想の中身というのが基本的にないということをやっと言いたかったというか、話せる内容があんまり、どういう規模でというのも、だからこの基本計画仕様書にはほかと比べたものを載せますよ、単独でやった場合と複合した場合の違いを載せますよということが書かれているのですよ、構想の仕様書の中には。そういうことを調べて載せますよというのがあって、配置図もやります、表も出しますということをやっているけれども……

（何事か言う者あり）

○委員長（伊藤 昇君） ちょっと待ってください。

○委員（斉藤優香君） それがなかったので、話す内容があんまりないのではないかとこのことを言いたかったのですけれども、すみません、お願いします。

○委員長（伊藤 昇君） まず、私のほうから、今総務課長のほうもそこまでしか、担当もちょっと違う分野もありますし、ただ今回お願いしたのは基本構想の関連ということでありますから、それはそれでいいのですけれども、ちょっとその部分まではお答えできないというところがあるものですから、そこは委員、いかがでしょうか、よろしいですか。

○委員（斉藤優香君） いいです。

○委員長（伊藤 昇君） そういうことで、もし個別でお話しできることあればよろしくお願いしたいと思います。

そのほかに皆さんから質疑ございますでしょうか。

○委員（松田兼宗君） まず、委員長にお願いというか、ちょっと違うのではないかと考えていたのだけれども、今回基本構想の各上位の計画についてのいろんな話を事前に聴取

したのだけれども、私が前回の委員会で言ったのは、この構想自体が私たち知らないのです。だから、それをどうやって認証してそれを照合していったらいいのという話を言っているのに、いきなりそれを中身について触れろという話になると話が違うじゃないというふうに思っているのと、もしこの13の項目、いろんな計画との整合性を見る場合には時間が足りないですよ。そもそもあの調査票を発送してきた。だから、私は無視した。だから、出さないし、出す気もないのに、それ事前の話なのです。それは、構想自体、計画自体ないので。だから、どこからどこを見ればあるとかというのも一切説明もないで、いきなり整合性についてどうのこうのという話、調査票を出せという話にはならないのではないのと私はまず1点。それ委員長に対してです。

それと、前の全協でも話ししているのだけれども、数値化していますよね。数値化している部分の特に町民の説明会の中で、前全協でも指摘しているのだけれども、22ページ、各候補地の比較検討表というのあるのだけれども、この数値化している根拠というのは一体何なのですか。もっと言えば、科学的根拠からどうやってこの数字をはじき出しているのかって全然理解できない。さらに、課長の説明の中で分散しているという言い方するわけですよ、各公共施設が。本当に分散しているのですか。だって、森の町って濁川、赤井川、旧砂原町の端から全部の一つの町なのです。それでいながら、今ある公共施設が分散しているという言い方はおかしいのではないのかと私思っているのです。だから、根本の部分で全然食い違ってくる、考え方がと私は思うのです。

さらに、一番問題は、もう一つ説明の中でここでやる場合に解体の工事がどうのこうのという話も言っているけれども、そしたら新たに取得しようとする民有地を取得することを考えればその金額は幾らなのですか。私の耳にしているのは、正解かどうかは分からないけれども、2億だという話まで耳にしているのです。とすれば、本当にそれは言うことがどうも信用できないと私は思うのですが。

○委員長（伊藤 昇君） そしたら、私のほうから、私に対するというお話でございましたので、前回の委員会におきましてこの構想についてその上位計画との関連についてどのような位置づけになっているのかということで質問を受けたわけです。その中でどのように皆様のご意見を拝聴しながら、行政のほうにどういう説明を求めるか、その内容的なもの、上位との関連についての説明を求めるかということでいろいろ苦慮しまして、今回時間的なことございませんでしたけれども、そういう中身も全部網羅して記載をさせていただいて、その中で行政のほうと協議させてもらえれば松田委員の思っていることができたのかもしれないのですけれども、この中では上位の総合計画とこの今回の構想についての関連についてどのような調査をしていくかということでの捉えをしたものですから、今回このような調査票を作らせていただいたということで、ちょっと足りなかったのかもしれませんが、その辺り違うかもしれませんが、うちのほうとしては事務局と協議しながらそのように通知をしていたというところでございます。

役場のほうから。

○総務課長（濱野尚史君） お答えいたします。

この46ページの評価項目のことについてのご質問ですけれども、我々とすればある程度、先ほどの住民説明会の出ている数値というのはこの46ページの表を基に、それを集約化したものをお示ししているということは前回の全員協議会のほうでもお話しさせていただいたかと思います。その基になったのがこの基本構想の46ページなのですけれども、根拠とか、そういったことについてなのですけれども、ある程度3段階に分けていますし、それぞれの項目について私たちとすればある程度細分化して評価していると思っております。ただ、これがやはりそれでも不足するというのであればそれはご意見としてはお伺いいたしますけれども、私たちとすればこれである程度の客観的評価ができているのではないかというふうに考えています。

次に、公共施設の点在ということですが、分散という形でなくて点在化しているって私説明していたのですけれども、どういった基準かというのは、確かに森の市街地の中に主要な公共施設は全部配置されております。地域になれば成立しない施設も当然ありますけれども、主要な施設は市街地の中にはあることはありますけれども、私たちが目指している集約化というのはある程度施設から施設まで歩いていけるとか、そういった部分を目指した集約化ということを目指していますので、そういった観点から考えるとある程度点在しているというふうに捉えても問題ないのではないかなというふうには考えております。

3点目の土地のことですが、これから9月に行われる9月会議で土地の評価額をきちんと算定してもらうための不動産鑑定業務を委託する補正予算を計上させていただいております。まずは、その客観的評価額を持ってから一応その部分についてはお話しさせていただきたいのですけれども、それが今松田委員がおっしゃられている2億なのかどうかということについても、その根拠については私たちも一切その金額聞いたことありませんので、2億という数字がどこから出てきたのかということも私たちは分かりませんので、ちょっとそれについてはお答えのしようがないのですけれども、解体費用だけではなくて、役場を解体する必要があるということは、ここを解体して建てなければ施設ができないとなったときには、解体すると業務ができなくなりますので、仮庁舎等の執務スペースも仮で設置しなければならないということもいろいろ考えますと、単純に解体費用の部分のことだけではなくて、それから仮庁舎を一回建設するための費用がかかったりだとかということだと考えると、これの土地の評価額が出て、どっちが単純に金額だけで高い、安いという議論になるのか、そこはまた金額が出てからのお話になると思いますけれども、それをもって今の段階でどっちが経済的だとかというふうな判断について私の答弁は言及は避けさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員（松田兼宗君） まず最初に、委員長のほうからの発言についてですが、基の計画が手元にない。どうやって調べろというの、どこにあるかも分からないのに、皆さん手に入れているのですか。どこにあるかも指摘もしていないのですよ、委員会として。そした

ら、調べようがないのに何で出せるの。だから、それなのです、問題は。それがもしあったとしたら、膨大な量になるわけです。ペーパーに印刷するのかどうかはまた別にして、ネットで見れるもの見てくださいというのもない中で調べようがないのに、それに計画について整合性がどうのこうの、出せとといったって出しようがないではないですか。それを言っているのです。

それと、今の課長の説明の中で、私科学的根拠は一体何なのだって聞いたのです。何なのですか、この数字の出し方の。これも、どうも恣意的にしかつくっていないのではないのというふうに見られても仕方がない。この数字を出す根拠も全く示してもいないのです。それは、アトリエブクに説明してもらわないと、町で説明できるのですか、それ。何でもこういう数字の出し方をしているのかということ。それなのです。そのことを聞いているのにそれについては一切答えていないから、おかしいのではないのって言っているのです。そして、もともと発想自体が、分散しているという言い方をするのだけれども、それもおかしな話で、それによっては全然変わるのです。そして、10年、20年先に半分に人口減ると言われている中で、分散しているのを集めるという自体がおかしな話になってこないですか。そのことの絡みからすると、もともとの基本構想自体が発想自体の原点になるところの考え方がもう違うのではないのと私思わざるを得ないということなのですが。

○総務課長（濱野尚史君） お答えいたします。

科学的根拠ということになると、ではどういう科学的根拠を用いてってなると、恐らくそこは何かの科学を使って根拠を算出しているということではないですけれども、あくまでも今の基本構想策定した建設コンサルがこれまで培っているノウハウに基づいてそれぞれの評価をやったことについて一覧で出てきたものについて私たちも見て、これについてはそれで納得していますので、科学的根拠は何かと言われると科学的根拠はありませんが、そういった知見でやっているというふうに考えています。

あと、分散のことのあれですけれども、私先ほど答弁したとおり、それを分散しているかどうかというところは捉え方のこともありますので、町とすればやはり今分散している状況ということで考えていますので、それを集約化するというので、そこについては違う考えをお持ちかもしれないですけれども、町とすればそういう考え方で捉えているということでございます。

以上です。

○委員長（伊藤 昇君） すみません、私のほうも委員から質問がありましたので、前回の委員会でも皆さんに総合計画なり上位計画という話でしたが、全ての計画をその要望を調査するための書類は出しましたけれども、全ての計画、13ある計画を全委員さんに配付して、それから協議をするのだというように捉えてはいなかったのです。その中で皆様にちょっとお聞きしたいのですけれども、この13の計画、森町の、2ページ、3ページ、4ページまであるのですけれども、これの計画、皆様のお手元になれば協議ができないということになるのかどうか、ちょっと皆様にお聞きしたいのですが、どなたかご意

見があれば。

○委員（河野 淳君） 今日の協議自体が関連計画に係る調整ということで話進めていたと思うのですけれども、実際関連する計画、ここで示している13計画あるとは思いますが、実際町の本当の大本になっている部分は第2次総合振興開発計画が基になっていると思うのです。例えばほかの都市計画の法律であれば都市計画法での建蔽率とか容積率を出すために定めているやつなので、必ず守らなければならないので、そこ協議するかという今協議するという部分ではないと思うのです。いろいろマスタープランですとか、例えば地域財とか過疎地域とかあるのですけれども、これは例えばその財源を確保するための計画ですとか、それぞれの役割があるので、これ全部ないと協議ができないかという、一番大事な部分は第2次総合振興開発計画との関連性をどう持っていくかというのが多分一番重要な部分ではないかと思うのです。ここは議決案件でもありますし、大きな事業をやるときにこの総合開発計画とちゃんと関連性を持たせているかというところを主眼に話をしていかなないと、だんだん枝葉の部分で話をしていくとずれる可能性も出てくるのではないかとも思うのですけれども、どうでしょうか。

○委員長（伊藤 昇君） ありがとうございます。それにつきましても、ただいま河野淳委員のお話、上位計画、最上位計画が振興計画であるというところに網羅されているということをお話いただいたと思うのですが、うちの事務局ともお話し、ちょっと協議してやっていかなければ駄目なのですが、できる限り全ての計画を集めて、できるものであれば議員さんにお渡しをしていきたいとは思いますが、これちょっと事務局と協議しなければなりませんし、あるものもあるし、全部そろえられるかどうか、ちょっと各課と対応しなければなりませんけれども、そういうところでうちの委員会のほうとしては取り進めたいと思います。

ただ、松田委員さんにちょっとお願いがございますけれども、その辺りの文書を頂けないかという、また取り違いをして勘違いして松田委員のおっしゃっていることと違う方向にいけば違うことになるものですから、そういうような部分でこういう計画を全て欲しいのだということで何か、先日委員長名で出しましたけれども、関連の計画という部分の調査票を出しましたけれども、そういうものでもいいですし、別な方法でもいいですから、何か出していただいて、その上で次どうしていこうかと、次回委員会をどうしていくかということを検討していきたいと思いますが、いかがでしょうか、よろしいですか。

○委員（松田兼宗君） どうやって私が言っていることを履き違えたのかよく理解できないのだけれども、あるほかの議員の人と話して、私が言っていることそのまま言っているけれども、そう言っているのです。それを委員長、事務局がそういうような受け取り方をすること自体が理解できなかった。

それで、振興計画の絡みの話を言うのだけれども、振興計画に、また元に戻るけれども、振興計画は皆さん見たときあるのですかという問題です。議決事項にはなっているけれども、では議決というのは議決するときのあの冊子を全部説明を受けて議決しているわけで

はないですよ。それは議会の在り方の問題にもなってくるのだけれども、そういうこともない中で出されて、議決事項だからって議決して、議会認めたでしょうという話にはならないのではないのと思う。中身知らないもの、見ていないでしょう、そもそも私は言わざるを得ない。だから、今回の流れとしては、全体の13計画についてきちっとどこにあるかとか、自分で印刷して、ここにあるからホームページ見てくれとか、それでなくても今後タブレット導入してペーパーレス化が進むわけです。とすれば、ここにあるから見てくださいぐらいは、少なくともそういうことをやってもらわないと大変なのではないですか。この13計画全部目を通して話をしないことには今言ったことというのは進んでいかないと私は思います。

○委員長（伊藤 昇君） そういう要望というか、ご意見あれですけども、ただうちのほう前回のときは13項目ある全ての計画について提出をお願いしたいというふうには確かに捉えていなかったのです。ですから、今回のこの基本構想に係るという部分でいろいろな総合開発振興計画を基にしてお話をしていこうということではあったのですが、ただ誰も見ていないって委員おっしゃいますけれども、平成30年にこれは振興計画出ているのです。冊子になって、あるわけです。それを見ている、見ていないって言われましても、そのとき私違いますけれども、配付もされていると私は思っているのです。ですから、全ての議員さんは見ていないかもしれないですけども、基本的には企画に行けばその基本構想、基本計画、実施計画まで見れる状況にはありますので、その辺り全く見ていないという話にはきっとならないのかなというふうには私は思うのですが、ただ先ほど申し上げましたとおり、そういう計画についてなるべく集めて皆様に配付をしていきたいというような考え方では今事務局と話をしている、そのような状況でありますので、ご了承いただけないでしょうか。

○委員（野口周治君） 議論の流れと少し違うことを申し上げるので、混乱するからやめろということだったら撤回しますが、それ前提ですけども、この膨大な資料を今まとめてもらって、それは勉強になると思いますが、それを全て手元に置いてどこかにファイルしながらやらなければいけないかという、私自身はそこまではなくても必要なものは見せてもらいに行くなり手元にあるものを見ることで仕事は進むであろうし、考えること、議論すること、やることはいっぱいあるので、そこにあまり資料のところに私は負荷を受けたくないと感じます。意見あればと先ほどおっしゃったので、そのラインでお答えします。

○委員長（伊藤 昇君） ありがとうございます。そういうことで、いろいろ皆さんのご意見あるかと思いますが、まず基本的に事務局のほう、私含めてそういう13の計画についての捉えがなかったという委員のご指摘でございますので、委員会として何とかそういう部分では集めていきたい、見れるような状況にしていきたいと考えますけれども、よろしいでしょうか。次に進めていってよろしいですか。

○委員（山田 誠君） さっきからいろいろ上がっているけれども、さっぱり意見が進ん

でいかない。先ほど総務課長のほうから話あるけれども、構想の委託業者はさっき言ったような13項目の各法律、計画に目を通してはいるはずなのだ。だから、こういう構想ができたって私は理解している。その中がどうのこうのって言ったって、これおかしい話なの。そしたら、何で自分たち見た段階で話ししないのだと、私はこう言いたい。そうでなくて、今できたものだから、それに沿ってやりましょうと。ただ、今度計画が入るわけだから、その段階で十分チェックしていけば可能でないかなと私は思うのです。こんなことやっていたら全然進んでいけませんよ。それみんなに聞いて、みんながそれでいいって言ったら、それでやってください。

○委員長（伊藤 昇君） ただいまの山田委員のご意見もありますので、基本構想に向けまして各13の計画、先ほど申し上げましたとおり、皆様にご提示できるものあればしていきたい、それからホームページで見ていただくものあれば見ていただく、そのような流れで何とか資料的に集めていきたいと思いますので、そういう次回に向けまして流れをつくっていききたいと思いますがいかがでしょうか。よろしいですか。

（「異議なし」の声多数あり）

○委員長（伊藤 昇君） そうしましたら、次今回の……

（何事か言う者あり）

○委員（松田兼宗君） 今の話と別な話、総務課に対しての話もあるのだけれども、それ飛ばして……

○委員長（伊藤 昇君） いえいえ、違います。ですから、次本題の今の総務課で説明いただきましたものに対しましての、今は私に対する松田委員の質問でございましたので、ですからそれは終わって、次この基本構想につきましたの意見ということでいただきます。

○委員（松田兼宗君） まず、その前に、そんなに議会って無責任なところだったのですかねと私は思わざるを得ないのだけれども、まあいいけれども、それで町のほうの分散している、していないという話のところに戻っていくのだけれども、私に言わせると理由の話の聞いていると職員が動きやすいような言い方しかしていないのです。どうも上から目線からの発想しかしていない。町民からの目線、町民が本当に利用しやすいものということはどうやって考え、つくるのかということが入っていないのではないのと、この構想には。最初の発想自体がそうだと私は思わない。だから、分散しているとか分散していないとかという話のところに戻っていくのですよ、それは。どうも町民の利用しやすい施設ということを考えていないのだなと私は思わざるを得ないのだけれども、いかがですか。

○総務課長（濱野尚史君） お答えいたします。

私この間職員の利便性のために複合集約化するという説明を一度もしたことはないつもりでいます。あくまでも町民の皆さんが利用しやすい環境をつくるために複合化ということで、実際町民アンケートや町民ワークショップでもそういう集約化のことについてのご要望もありますので、それについて集約化ということで目指していこうということで町はその方針を定めてやっていますので、決して職員目線での施設整備をしているということ

はございませんので、その辺についてはご理解いただきたいと思います。

以上です。

○委員（野口周治君） 先ほどの説明の中にあった基本構想の候補地を挙げましたと、これは3つの道に挟まれたライン、もう一つのラインは津波で高い潮が来たときにつからないうところというラインで四角く囲まれるという意味だと思うのですけれども、この中に絞ろうとした理由を教えてください。理由です。なぜこの範囲にしようとしたか。

○総務課長（濱野尚史君） お答えいたします。

公共施設を整備するとなりますとやはり町の中心部に整備するのが一番利用される方にとっては使いやすいだろうということで、ではその中でどこまでを中心部として捉えるかということで、これももしかしたら野口委員とかほかのご意見あるかもしれないですけれども、町とすればこちら側では金山通り、上が5号線、駅前の通りと278号線のところ、この中の範囲がやはり利用される方は一番利用しやすいのではないかとということでこの中のエリアを絞って選択させていただいたということでございます。

以上です。

○委員（野口周治君） 今おっしゃったのは今現在の人口重心なり、あるいは店舗の重心という考え方で、もう一つは公共施設が既に主な施設がこの中にあるということから、最も中心、中心という言葉は今使われましたっけね、町の中心というふうに考えられたと思いますが、ということは将来に向かってこのエリアが森町全体の中心として機能するであろうという想定をされているということでもいいですか。これは確認です。

○総務課長（濱野尚史君） お答えいたします。

私の複合施設を整備する側とすると、今後のまちづくり等についての人口の在り方ですとか人の動きについて一概に軽率にお話しするのはちょっとどうなのかなというところはあると思うのですけれども、今後もある程度やっぱりこの中で集約されていくのではないかなというふうには一応今私たちは考えてはいるところではあります。ただ、これは担当の部署とかでもそれぞれ考え方が違うかもしれないので、あくまでも、主観というわけではないですけれども、考え方の一つとして捉えていただければというふうに思います。

以上です。

○委員（野口周治君） 主観では困るので、これは町の見解として、作業はアトリエブンクさんやったかもしれませんが、町として今後も中心はこの地域にあるだろうと考えたと、そういうまちづくり、その辺りの議論が例えば上位の既にある計画との整合性であるとか、人口はどうか、あるいは今後出てくるかもしれませんが、まちおこしをどうやっていくのかということと絡めて適地なのかどうかという議論、上位との関連性というのの中に今の議論があると思うのです。それで、確認をしたくてお尋ねをしました。それに相違がなければ重ねての答弁は私は不要です。

○総務課長（濱野尚史君） お答えいたします。

すみません、主観みたいな話で申し訳なかったです。今現在候補地として5つ、あくま

でも町の候補地として選んでいるのが5か所、その中で一番の候補地だよということで考えているのが森川町の民地ということになっていますので、今建設候補地から今度建設用地という形に移っていく段階で、また改めてその辺も含めて町民の皆さんのご意見も伺いながら、ここでやっていくことでいいのかどうかという、そのまちづくりも含めて考えてきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員（高橋邦雄君） 今候補地の件で説明も聞いていますけれども、都市計画の中では一番重点に置くのはインフラなのです。今この3路線の中に複合施設という計画のご説明なのですが、高台でもあると、ここの森町の地形としては海もあり、山もありと。立地的な面で、例えばここの3路線を避難道路としても確かに災害があったときに利用すると思うのです。ここ以外で計画をするのであれば、例えば災害道路というのも計画に今後入ってくる可能性が物すごく高い部分でもあるので、今森町の公共施設を集約していこうということで、ここを機能重視を考えた上で総合的に考えた僕は立地だと理解はしているのですが、今後やはり考えていかななくてはならないのが40年、50年先、ここを基点とした、例えば国道というのはそう変わることはないと思うのですよ、よっぽどのことがない限り。だから、ここを基点とした総合的な場所というのはやっぱり皆さんでじっくり考えるべきなものがあると思います。

僕の中では、今この第1候補というのは道路の立地からいってベストに近い状態ではないかと認識しております。ただ、複合施設に携わる細かい路線に関しては、インフラにかかる費用、そこの部分が一番心配はしている部分なのですが、今いろんな説明の中で公共施設の機能重視、ここを考慮した上で候補地として捉える。災害に対して一番立地的にいい場所だと。例えば今回複合施設も一時避難所にはなるとは思うのです。避難所という形にはならないと思うのですが、一時的な避難所という形で扱われる機能も携わらなくてはいけないと思うので、そこの部分やっぱり将来性を見た幹線道路の中に総合的に造るという考えの下で候補地として町としては選択されたというのか、1点だけ教えてください。

○委員長（伊藤 昇君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時20分

再開 午前11時21分

○委員長（伊藤 昇君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○総務課長（濱野尚史君） お答えいたします。

あくまでこの候補地を選定した理由としましての一つとして、確かに5号線と278号線からのアクセスがいいということは選択した理由の一つではあります。ただ、先ほどからも説明させていただいているとおり、公共施設の集約化であったり、そういう眺望のよい施

設だとか、そういう望むところを考えたときにやっぱりそれなりの面積とある程度一定の高台のところが必要であるということで、道路のことも含めて、当然避難するとなれば幹線道路利用される方もいますので、そのところもアクセスがよくなければ恐らくそういう避難施設としての機能ということもあれかと思います。ただ、これは確かに国道にそれぞれ隣接はしていますけれども、この間の全員協議会でも入っていたのですけれども、具体的にここの土地の部分にアクセスするための道の整備ってなってくると、隣接はしますけれども、アクセス道路が今現状ない状態ですので、その辺もきちんと実際避難ですとか、避難でなくても普通の人が一般でも利用しやすいようなアクセス道路をきちんと整備していつて有効に活用していきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員（野口周治君） 違う論点で、森町でこの候補地として今上がっている民地、しかもこの中心部に近いところでこれだけの平らな使えそうな土地というのはもうないのかどうか教えてください。言い換えれば、候補を5つ挙げました。それ以外には本当にないのですよねということを確認したいです。お願いします。

○総務課長（濱野尚史君） お答えいたします。

まず、森川町の民地を第1候補地として選んだ理由についてはこれまでも説明させていただいていますので、そこについての説明はちょっと省かせていただきますけれども、まず簡単な試算でざっくりとした試算をすると、公民館と役場庁舎だけをまず複合するということでも大体想定される面積とすれば2階建てで床面積は4,000平米くらいは必要ではないかということに試算では一応なっています。あくまでも公民館と役場庁舎、ただその役場庁舎と公民館もあつたらいい機能もいろいろ付け加えたりしていますので、これから付け足すとかそぐとかということで面積は変わってきますけれども、一般的に役場と公民館を複合化するとするとアトリエブंकがこれまで手がけた中の経験則でいくと土地だけで4,000平米、2階建てで8,000平米の建物が最低限必要ではないかということと言われています。一方で、駐車場も同じくらい、今ここで7,500平米という形の数字出していますけれども、最低でもやっぱり4,000平米くらい、この規模に見合う駐車場ということになると建物と同じく4,000平米くらいは必要になるのではないかということで、面積とすればどんなに少なくとも8,000平米はこの複合施設で必要になるということが出ています。となってくると、8,000平米ってなると結構それなりの大きい土地になってきますので、この中で見たときにそれだけの面積を取れるところとなると今回選定した5か所以外はないのではないかなというふうに町では捉えているところであります。

以上です。

○委員（野口周治君） 今回は、複合施設の話にリンクして、当然そうするのですけれども、ではあるのですが、今後例えば大きな災害がやってくる。住宅を建設しなければならない。いろんなことが今後何十年とか長い間にある可能性がある。そういうときのために広い平らな土地を持っていないと、本当に身動きが取れないことになるのではないかと

考えたのです。それで、ほかに土地はないのですかというのをお尋ねしました。今の答えでほかに中心部と先ほどおっしゃった辺りにはないということが分かりましたので、それで間違いなければこれで結構です。

○総務課長（濱野尚史君） お答えいたします。

実際町でも数十年前に大火があつて、それまで下のほうの海沿いにあつたところが大きく燃えたので、それを契機に上台のほうに移ってきたという話は、私その段階生まれていないものですから、よく分からないのですけれども、そういったことがあるということになっています。あくまでも現状の平地としてあるってなるとそこしかないかなと思つていますが、もし例えば津波ですとか、そういったことで海岸のところが一帯住めないような状態に仮になったとして、そういうところを今後移転するってなると、例えば公園とかをならして、そういうところを住宅用の土地にしたりだとかということはその段階になって考えていかなければならないと思つていますから、今の部分で説明でいくと、今現状平地として大きいものを建てれる土地という観点でいくとこの5か所しかないかなというふうに考えているところであります。

以上です。

○委員（野口周治君） 今回基本構想の中で2つの施設について耐震の問題、老朽化の問題、基本的には同じでしょうけれども、から建て替えが必要であるというふうになっています。それに、ワークショップ、アンケートなどを反映してだと私は理解したのですが、ほかの3つの機能を付け加えようというふうに考えた。このプラスアルファで入っている要素が例えば財政的な制約からそこまではできないとしたときに、ではそれを盛り込まずにシンプルに役場と公民館だけの集約という形に基本計画に進む段階で絞られることもあり得るのか、それとも一度5つの機能と出した以上は必ず5つの機能で建て替えをしよう、集約化をしようと考えているのかと、どうでしょうか。

○総務課長（濱野尚史君） お答えいたします。

前に野口委員、何かのときにでも、このまま突き進むのか、一回立ち返って考えるのかというご質問されていました。あくまでも今ここに5か所載せている施設については、例えばですけれども、図書館でいけば間借りしている状態ということもあつて賃借料もかかっている状態で、なおかつ先ほど須藤課長から説明あつたとおり、面積が狭くて、そのために蔵書を増やしたくても増やせないという状況もあります。そういった状況から選択させていただいていますし、これはこの基本構想の起債の仕方もちょうと、私たちも事後になってからあれだったのですけれども、発掘調査事務所って何か発掘調査する場所まで全部移転するような捉え方でされているのですけれども、要はそういった出土品ですとか、そればかりではないものの展示スペースと、あと出土品、遺跡って一定程度の空調で管理していないと風化したりだとかということもあるので、今の現状でいくとその部分がなかなか整備されていないということもあるので、場合によっては遺跡の出土品を整備するために空調の整った部屋を用意するということも考えられるかもしれないです。

飲食カフェスペースも、食堂にするのか、例えばコンビニを入れるのか、本当のカフェみたいなものにするのかというところはまだ決まっているところではないのですけれども、いずれの場合の施設の検討に当たっても、役場庁舎に絶対なければもう機能しない部分というのは必ずあると思います。そのほかに付加価値としてあったらいいというところもあるかと思うのですけれども、まずこの基本計画でやっていく中では必ずきちんと整備しなければならない最低必要なものとそのほかにあったらいいというものとかときちんとその辺の線を引いて、財政の状況を見ながら、その施設の機能をどこまで取り入れていくのか、面積をどこまで許容していくのかというのは計画の中で考えていきたいと思っていますので、今この5か所に載っかっているものそのまんまで突き進むのかということについては、現段階では構想としてはこの施設を5か所を整備していきたいというふうに考えていますけれども、そこについては変更することも十分あり得るというふうに考えております。

以上です。

○委員（野口周治君） 柔らかに考えておられることが分かりました。それで、ではどうやって5つの機能の中のどこまでを基本計画に盛り込むか、基本計画に盛り込むと次は基本設計に入っていくということでどんどん具体化していきますし、それぞれがほかのある項目について検討するときにはほかとの取り合いが必ず要件にどんどん具体的になりますから、後から壊すことは難しくなる。計画をばらすことは難しくなる。そういう意味では、今回の2年間で機能の絞り込みあるいはイメージをつくる期間、最後のチャンスと言えるのではないかと思いますのです。それをどうやって決めていこうと考えておられるのか教えてください。

○委員長（伊藤 昇君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時32分

再開 午前11時32分

○委員長（伊藤 昇君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○総務課長（濱野尚史君） すみません、失礼いたしました。

野口委員おっしゃるとおり、基本計画でものを決めてしまうと次設計の段階に入ってしまうので、そこから多少の軌道修正はできるにしろ、大きく抜本的に変えることは私たちもできないというふうに考えています。なので、ここで決定することが後々すごく重要な決定事項になってくるとことは考えているところです。このため、当初1年間だった基本計画を2か年に延長させていただいてゆっくり考える時間をつくっていただくということでやっていました。今回また別途補正予算でも上げさせていただいているのですけれども、当初1年間での基本計画の策定ということで、町民ワークショップを2回程度ということで契約する予定でというか、実際契約はしたのですけれども、期間が2か年に

なったということで、最初は2回でやれることというのは限られていたので、町である程度の方向性、こういう施設とこういう施設で大体こういう施設を造りたいと思います、どうでしょうかというワークショップをやって、いただいたご意見を基に基本計画の素案を策定して、パブコメをやる前に1度ワークショップをやって、出たご意見を修正しながら意見聴取という形に持っていく予定でしたのですけれども、2か年に延びましたので、今回委託契約の中でも現行の2回から4回程度、範囲が許せばもうちょっと回数増やせば増やしたいということも検討はしているのですけれども、2回増やすことで町民の方の意見聴取する機会も増えてきますので、どこかのタイミングでは、こんな施設になったらいいなというばかりではなくて、これだけの施設を造るのにこれだけのお金がかかって、これだけの財政負担がかかるのですという現実もやっぱりお見せしないといけないのではないかなというふうに思っていますので、その辺も金額的な部分のことも含めてきちんとお示しした上で町民の方のご判断をいただきたいというふうに考えているところであります。

以上です。

○委員（野口周治君） 今の答えが私が向かおうとしたところなのです。結局何をやりたいかと何ができるかは別のことで、経営体である以上、自分たちにできることはどの範囲なのか、そうすると物事の順番を決めなければいけない局面だって生まれてくるよね、それをどうやって決めるのですかというのをお尋ねしようとしたのです。今の答えでほぼカバーできていると思うのですが、もう一つ、使えるお金、例えば物価が上がっていくから読めない、あるいはいろんな要素がこれから不確定のものがあって見えない、だからごく粗っぽく概算とお願いをしたら60億円ないし120億円。それでも私からすれば十分具体的な数字を出してもらいました。この後は、ではほかのことも考えたときに幾らまでならこれに使えるのか。これは、条件が変わろうが変わるまいが町が使えるお金がそれに比例して動くわけではないと思うので、上限はここまでで考えなければいけないよねというライン、これは財政からというのですか、そういう要素も入ると思うのですけれども、そういう議論も必要になるのではないかと考えますが、いかがですか。

○総務課長（濱野尚史君） お答えいたします。

その辺については、施設の機能の充実という観点と、一方で使えるお金というところの側面で、最終的にはやっぱり財政の許す範囲内で施設整備をしなければならないので、もしかしたらその部分で機能を犠牲にするところも出てくるかもしれないです。ただ、今の段階で、では幾らまでということについては具体的なところはちょっと説明避けさせていただきたいのですけれども、例えば前に斉藤委員からの質問にもあったとおり、役場庁舎を建設するのに財政措置が有利な起債というのが今現状ないのです。ただ、公民館のほうについてはある程度財源が有利な起債とかもありますので、それと公民館と役場との占有する面積のところについてもちょっと起債のものも変わってきたりだとか、いろいろふだんと条件が変わって来たりしますので、その部分も、役場庁舎ばかりで起債使うわけではなくてほかのものにもいろいろ起債も使いますし、今後予定していないもので大きい改修

とかが必要だったりして起債を借りることも必要で出てくると思いますので、その段階はまだちょっと先にはなりますけれども、きちんとその辺のところも精査した上で進めていきたいというふうに考えています。

以上です。

○委員（斉藤優香君） 大体何か分かってきたというか、先ほど総務課長がおっしゃった発掘事務所はこういうことで、こういうふうにして、だからこれぐらいの規模とか、こういうのが必要だっておっしゃったのがまさに基本構想になくはならなくて、それでみんながこの後基本計画に持っていくときに比べる材料。今この基本構想の中には比べる材料がないまま基本計画に行こうとしているからみんな多分不安に思っていると思うので、できれば早めに、基本計画として出すのではなくて比較検討をしたこのような機能が必要で、すみたいのをもっと早くに出していただければ、ワークショップする前には出るのだろうけれども、そういうことをきちっと詰めていただきたいなという、基本計画として出すのではなくて基本構想の比較で、基本計画には大体ここを決めていって実施計画に向かっていくと思うのですけれども、その辺りが可能かどうか最後をお願いします。

○総務課長（濱野尚史君） お答えいたします。

ちょっと話それるかもしれないのですが、今回この基本構想を策定して、公表して皆さんに見ていただいた中でご意見としていただいた中で、構想って書いてあるので、何か建物のイメージができていたりとか、何かもうちょっと具体性あるものができているのではないかとということで想定したのですけれども、何かこれを見るとそこまで至っていないというような感じを受けるということでの指摘いただいたことがあります。ほかの自治体とかでやっている構想というのは、中には建設候補地というのがずっと前から決まっていて、もう建設地が決まっていて、あとそこに物を造っていく、その機能を加えるだけのものというところでの構想始まっているのとちょっとうちの町が違うところというのは、建設候補地がまず決まっていないというところからの基本構想の策定になっていたもので、基本構想といいながら基礎調査的な業務がこの中には入っているのです。なので、成果品として見たときに基本構想としての成果としては他町村のあれとするともしかしたら見劣りするかもしれないのですけれども、そもそもの土台で置かれている状況が違っているのです、これも基本構想という名前で業務委託をして予算を上げるのか、基礎調査業務という形で予算を上げるのかというところでもかなり、ここの名称のことについても予算最初に令和5年の当初予算上げるときに結構議論したところであるのですけれども、基礎調査だけで1年間というのもちょっとあれなのということで基本構想という名前で基礎調査も含めたことをやっていますので、ほかのところから比べるとまだ決まっていないことが多過ぎる中での構想というふうに確かになっているかもしれないです。その部分を今度できていない部分を基本計画できちんとやった上で、なるべく早い段階で町民の方にお示ししてワークショップをやりたいというふうに考えています。なので、私たちも同じくなるべく早い段階で議員の皆さんであつたり町民の皆さんにある程度の、具体的って

どこまでをとって具体的かってなるのはまたちょっとあれですけども、姿をお示しして皆さんにご意見だったり議論していただきたいというふうには思っています。ただ、やっぱり一定のプロセスが必要になっていきますし、実際変更契約のことについてまだ9月議会での議決をいただけていないというか、まだいただけていない状態ですので、今後その変更契約をしていく中でどこの段階でより具体的なものを町民の方とか議員の皆さんにお示しできるかも含めて、また改めてそのことがある程度決まったら何かのタイミングで議員の皆さんにご説明したりですとかさせていただきたいというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○委員長（伊藤 昇君） ほかに質疑ございますでしょうか。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○委員長（伊藤 昇君） 以上で森町総合施設整備基本構想についてを終わります。

説明員の方は退席して結構です。お疲れさまでございました。

次に入って行ってよろしいでしょうか。

次に、次回の日程についてを議題とします。

次回の日程についてどのように取り計らったらよろしいでしょうか。

（「委員長一任」の声あり）

○委員長（伊藤 昇君） 委員長一任の声がありましたので、そのようにさせていただきます。

これで、次回の日程についてを終わります。

次に、（３）のその他に入ります。

皆様から何かございますでしょうか。

（「なし」の声多数あり）

○委員長（伊藤 昇君） 事務局から何か。

○議会事務局長（小田桐克幸君） 特に用意はありません。

○委員長（伊藤 昇君） その他を終わります。

◎閉会の宣告

○委員長（伊藤 昇君） 以上をもちまして本日の議題の審議等は全て終わりました。

本日の委員会はこれで終了いたします。

お疲れさまでございました。ありがとうございます。

閉会 午前 11 時 43 分